

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、個人住民税に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

小松市長

## 公表日

令和6年9月2日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	個人住民税に関する事務								
②事務の内容	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。</li> <li>・住民からの申請に基づき、個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</li> </ul> <p>【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①申告等情報の受領及び管理</li> <li>②他自治体等からの調査回答、他自治体等への税務調査実施</li> <li>③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送</li> <li>④住民登録がない者の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知</li> <li>⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知</li> <li>⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理</li> <li>⑦他自治体課税であることが判明した場合の資料回送</li> <li>⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</li> </ol>								
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	個人住民税システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>①課税対象者管理機能 賦課期日時点における住民及び特別徴収義務者に関する情報を管理する。</li> <li>②当初課税資料管理機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書、確定申告書、その他課税資料等の管理を行う。</li> <li>③課税情報管理機能 賦課決定した所得・控除・税額等の情報を管理する。特別徴収義務者(事業所)は特別徴収税額等の情報を管理する。</li> <li>④異動・更正処理機能 所得、控除等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。特別徴収者が退職等により異動が生じた場合に住民税徴収方法変更処理を行う。</li> <li>⑤通知書等発行機能 普通徴収および、特別徴収に関する通知書を発行する。</li> <li>⑥証明書発行機能 納税者(個人)単位で、非課税も含む課税証明書を発行する。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (番号管理システム</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (番号管理システム	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (番号管理システム	)								

システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	<p>①住民データ連携機能 住記システムに登録・更新された住民情報を取得し、宛名情報を更新する。</p> <p>②宛名番号付番機能 宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。</p> <p>③宛名情報等管理機能 住登者及び住登外者の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)を管理し、各税務システムに提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 番号管理システム )</p>
システム3	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>①給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 年金保険者からの年金支払報告書、事業所等からの給与支払報告書を電子データで受信する。</p> <p>②特別徴収税額通知データの送信機能 給与所得者又は年金所得者の特別徴収税額決定通知データを年金保険者や事業所等へ送信する。</p> <p>③申告データ審査・照会機能 地方税電子申告の申告データ審査と管理を行う。</p> <p>④申請・届出データ審査・照会機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に関係する申請書(異動届出書等)の審査と管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム4	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>①国税連携データ配信機能 国税庁から送信された連携データ(所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ)を地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体で国税連携データを国税連携データ照会機能から利用できるようにする。</p> <p>②国税連携データ照会機能 「国税連携データ配信業務」によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体で検索、表示、印刷、ダウンロードを行う。</p> <p>③団体間回送機能 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する。扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバへ送信する。</p> <p>④マスタ管理機能 国税連携システムで利用する上で必要な団体情報、利用者情報等の登録、更新を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム5	
①システムの名称	番号管理システム
②システムの機能	<p>①宛名情報管理機能 各業務システムより番号管理サブシステムへ基本4情報を連携し、宛名番号、個人番号、団体内統合宛名番号、かな氏名、生年月日で検索可能な情報として管理する。</p> <p>②個人番号管理機能 画面から住登外者の個人番号の登録・更新を可能とする。</p> <p>③団体内統合宛名番号採番機能 各業務システムより番号管理システムに連携された個人番号について、番号管理システムで保有していない番号の場合、団体内統合宛名番号を採番する。番号管理システムの画面より個人番号を入力された場合も同様。既存の業務(宛名)システムごとの団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号の紐付けを管理し、1:1:nの関係性を維持する。</p> <p>④宛名連携機能 各宛名システムより宛名番号、基本4情報を受け取る。</p> <p>⑤個人番号連携機能 住記システムより宛名番号(住民番号)、個人番号を受け取る。</p> <p>⑥個人番号照会機能 各業務システムより指定された宛名番号に紐付く個人番号を返却する。</p> <p>⑦個人情報照会機能 検索条件に従って番号管理サブシステムの管理する個人情報照会機能を提供する。</p> <p>⑧符号管理機能 中間サーバーの符号管理に関して必要な機能を提供する。</p> <p>⑨中間サーバー通信機能 中間サーバーとの接続に関し必要な文字コード変換やXML変換等の機能を提供する。</p> <p>⑩中間サーバー宛名情報連携機能 中間サーバーからの要求に応じて、団体内統合宛名番号に紐付く基本4情報及び個人番号を返却する。</p> <p>⑪特定個人情報提供機能 未電算業務のCSVデータや既存システムより送付された業務情報をもとに変換を実施し、業務コードチェック後、中間サーバーに連携する。</p> <p>⑫情報照会要求機能 各業務システムからの情報照会に際し、宛名番号を団体内統合宛名番号に変換し、既存システムより渡された情報をもとに中間サーバーの仕様に従って情報照会を行う。</p> <p>⑬情報照会結果取得登録機能 情報照会要求後、中間サーバーが情報提供ネットワークシステムより受信した提供内容を中間サーバー連携サブシステムが取得し、番号管理連携システム内のDBに登録する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等                                      [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー )</p>

システム6									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 番号管理連携システムを介し、庁内連携システム及び住記システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (番号管理システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (番号管理システム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (番号管理システム)									
システム7									
①システムの名称	証明書発行システム								
②システムの機能	<p>1. 既存システム連携機能 証明書発行要求を受け、住基システム等から証明書を連携する機能</p> <p>2. 証明書データ作成機能 既存システムから取得した証明書情報から、証明書データ(PDF)を作成する機能</p> <p>3. 証明書交付センター連携機能 証明書交付センターからの証明書発行要求を受信する機能及び証明書交付センターへの証明書データを送信する機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (証明書交付センターシステム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (証明書交付センターシステム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (証明書交付センターシステム)									

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税賦課情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)番号法第9条第1項 別表第一の16の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120及び121の項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	行政管理部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民及び市外在住の課税対象者並びにそれらの被扶養者
その必要性	個人住民税を公平・公正に賦課するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために記録</li> <li>・4情報、その他住民票関係情報: 対象者の賦課期日時居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・国税関係情報: 対象者の確定申告書等に係る情報に基づき、住民税の算出、増減額を行うために保有</li> <li>・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 保険料等の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有</li> <li>・障害者福祉関係情報: 障害者関係情報に基づき、非課税者の抽出、減免および控除額の算出を行うために保有</li> <li>・生活保護関係情報: 生活保護情報に基づき、非課税者の抽出、減免の算出を行うため</li> <li>・雇用・労働関係情報: 雇用保険等の情報に基づき、社会保険料控除の算出及び、労働関係情報に基づき、特別徴収税額決定通知の発送および普通徴収切替処理を行うため</li> <li>・年金関係情報: 対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出等を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	行政管理部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、医療保険課、ふれあい福祉課、長寿介護課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 公的年金支払者、給与支払者 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( eLTaxシステム、国税連携システム )
③使用目的 ※		課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い、公平・公正な賦課を行うため。
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑤使用方法		①各入手元から取得した申告情報を基に賦課情報を作成する。 ②納税義務者、公的年金等支払者及び事業所(特別徴収義務者)へ税額を通知する。 ③賦課情報を基に、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。 ④必要に応じて徴収方法の変更、税額変更等を行う。
情報の突合		①申告情報内の宛名情報を共通宛名システムが保有する個人番号と突合する。 ②生活保護関係情報と突合し、減免申請書の申請内容を確認し、非課税等を決定する。 ③課税対象者のうち、住登外対象者について個人番号と突合できない場合は、情報提供ネットワーク等を参照し、個人番号を特定する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件	
委託事項1	個人市民税システムの運用管理業務	
①委託内容	申告情報のデータ化及び賦課計算による賦課情報データの作成・運用管理、また賦課情報データを基にした納税者等への申告書・通知等の印刷	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	eLTAXシステム及び国税連携システムの運用管理業務	
①委託内容	電子申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書等)及び国税庁からの確定申告書データ受信等の運用管理業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気 株式会社(NEC)	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	課税資料パンチ業務	
①委託内容	課税資料のデータ入力作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ICCデータプラス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書
	⑥再委託事項	業務繁忙期の入力作業

<b>委託事項4</b>		個人住民税当初課税準備業務	
①委託内容		課税資料の確認・点検、データ入力、確定申告の誘導	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		テルウェル西日本株式会社 北陸支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項5</b>		個人住民税当初通知発送業務	
①委託内容		当初通知書および納付書の印刷、封入封緘業務	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		福島印刷株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 62 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 19 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1		番号法別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号及び別表第二	
②提供先における用途		番号法別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)	
③提供する情報		個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度	

<b>移転先1</b>	番号法別表第一の上欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案
②移転先における用途	番号法別表第一の下欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	入退室カード(ICカード)による認証を用いた電子錠で入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
<b>7. 備考</b>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 課税対象者情報として、以下の項目を記録している。

住民コード 予備キー 世帯番号 住民税用世帯番号 続柄コード 続柄漢字 氏名カナ 生年月日 性別 誰に世帯 誰に住民 扶養者特定表示 扶養専従区分 配偶者区分 配偶者住民コード 障害者控除 老人扶養控除 住民区分 住定事由 住民となった年月日 住民でなくなった年月日 住所編集パターン 行政区コード 住所コード 棟番号 番地コード 号コード 枝番コード 子枝番コード 市外コード 賦課期日住所漢字 賦課期日方書漢字 賦課期日氏名漢字 賦課期日通称名漢字 通称名カナ 世帯主氏名カナ 世帯主氏名漢字 世帯内グループ 世帯内順位 税世帯続柄 前年事業所番号 確定申告書番号 前年個人区分 前年徴収区分 前年専従者有無 前年均等割のみ区分 前年誰に世帯 前年誰に住民 前年扶養者特定表示 前年扶養専従区分 前年障害者控除 前年老人扶養控除 通知書番号 電話番号 申告書発送済表示 申告書発送コード 申告書打出区分 はがき現年度発送予定 はがき現年度発送実績 はがき次年度発送予定 申告に準ずる事項 催告書発送済表示 催告書不要 未申告区分 資料種別大分類 資料種別小分類 納通公示 住登外課税通知 証明発行不可 生保区分 生保取得年月日 生保喪失年月日 国保資格区分 年金資格区分 備考コード 国民健康保険料 介護保険料 寡婦理由 障害区分 申告書送理由コード例月 メンテナンスリスト対象 本人扶養照会人数 他市所得調査 家屋敷事業所フラグ メモ欄 ユーザーフラグ 更新保護フラグ IDカードナンバー 修正区分 処理年月日 置換え表示コード 役所コード

(2) 課税内容として、以下の項目を記録している。

住民コード レコード区分 事業所番号 納番 受給者番号 生年月日 納通発行済フラグ 課税区分 保留コード 納税者番号 控配有無 未成年 老年人 寡フ区分 勤労学生 老非該当 本人障害 老人扶養人数 同居老人扶養人数 特定扶養人数 その他扶養人数 年少扶養人数 特障扶養人数 同居障害者人数 他障扶養人数 控配同特障区分 賦課取消 青白区分 本人専従 専従配偶者 専従その他人数 一括徴収 生保換算区分 生活状況 非課税コード 減免区分入力 所得割課税表示 資料種別コード 乙欄 農業区分 自主決定フラグ 海外フラグ 所得税有無 均等割のみ 均等割軽減 均等割なし 減免区分 生活保護 強制入力 均等割減 配特有無 通知書番号 申告書番号 専従者給与合計 所得統一コード 所得金額 控除統一コード 控除金額 課税統一コード 課税金額 算出所得割額統一コード 算出所得割額 市差引所得割統一コード 市差引所得割額 市均等割統一コード 市均等割額 都差引所得割統一コード 都差引所得割額 都均等割統一コード 都均等割額 算所市所得割平均税率 算所都所得割平均税率 年税額 特徴課税課税標準額総 特徴課税標準額その他 特徴課税差引所得割額市 特徴課税均等割額市 特徴課税差引所得割額都 特徴課税均等割額都 特徴課税既年税額 普徴課税課税標準額総 普徴課税課税標準額その他 普徴課税差引所得割額市 普徴課税均等割額市 普徴課税差引所得割額都 普徴課税均等割額都 普徴課税既年税額 差引税額市 差引税額都 差引税額合計 全体市差引所得割額 全体市均等割額 全体都差引所得割額 全体都均等割額 特徴市差引所得割額 特徴市均等割額 特徴都差引所得割額 特徴都均等割額 普徴市差引所得割額 普徴市均等割額 普徴都差引所得割額 普徴都均等割額 変更事由コード 徴収済月 徴収開始月 徴収済期 徴収開始期 ユーザ金額 ユーザフラグ 少額フラグ エラー表示 置換え表示 転勤該当 退職該当 転勤元事業所番号 転勤元納番 転勤元徴収方法 課税資料種別 課税簿冊番号 課税一連番号 変更年月日 主たる資料番号簿冊番号 主たる資料番号総括表一連番号 主たる資料番号一連番号 本人希望徴収区分 特徴発布日 普徴発布日 譲渡配当割還付金額 ソート用領域 発布回数 性別 予備キー 備考 控除不足額 債権額 年金特徴義務者コード 年金種別コード 年金特徴課税課税標準額総 年金特徴課税標準額その他 年金特徴課税差引所得割額市 年金特徴課税均等割額市 年金特徴課税差引所得割額都 年金特徴課税均等割額都 年金特徴課税既年税額 年金特徴市所得割表示用 年金特徴市均等割表示用 年金特徴都所得割表示用 年金特徴都均等割表示用 年金特徴発布日 年金特徴開始月 年金特徴済月 年金特徴期別税額月 年金特徴普徴税額 年金分期 年金特徴期別充当額月 年金特徴期別義務者コード月 年金特徴期別年金コード月 年金特徴通知書番号月 年金特徴普徴税額年金分期充当額 年金特徴継続フラグ 年金普徴課税既年税額 居住年月日 住宅旧制度フラグ 申告年月日 役所コード エラー解除済みフラグ 訂正済フラグ IDカードナンバー 修正区分 処理年月日 特徴月別額 特徴月別充当額 特徴月別番号 調停年度 普徴期別額 普徴期別充当額 異動事由コード



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括再委託の禁止</li> <li>必要に応じて、本市が業務の執行状況に関して調査を行うことができる。</li> <li>受注者は、この業務の執行により知り得た情報を他人に漏らしてはならない。</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様、本市が業務の執行状況に関して調査を行うことができる。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先との特定個人情報の定例の授受について運用を定めている。</li> <li>委託先がシステムの資源・DBにアクセスする場合、委託元へ申請し承認を受けることが必要となっている。</li> </ul>	
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び条例に基づき認められる特定個人情報の提供及び移転を求められた場合は、申請が必要であり、審査の結果承認されたものについてのみデータの提供及び移転を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;番号管理システムにおける措置&gt;                  ①情報提供処理については、原則、自動連携に限定しており、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。                  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。                  ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能                  (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの                  (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;番号管理システムにおける措置&gt;                  ①情報提供処理については、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権を設定している。                  ②情報提供処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。                  ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。                  ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。                  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### ●安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

### ●入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

### ●入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

### ●不適切な方法で提供されるリスクに対する措置

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

### ●誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能

●その他のリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。  
 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。

**8. 監査**

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

**9. 従業者に対する教育・啓発**

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。

**10. その他のリスク対策**

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第七十七条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月9日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	I 基本情報6. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 林 政憲	税務課長 佐々木 健一	事後	重要な変更項目でないため
平成28年10月26日	V 評価実施手続1. 基礎項目評価①実施日	平成27年2月1日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	I 基本情報6. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 佐々木 健一	課長	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先②別紙2	保険年金課 (移転先No.5,7,8,15)	医療保険サポートセンター (移転先No.5,7,8,15)	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先②別紙2	長寿介護課 (移転先No.17)	長寿介護課／医療保険サポートセンター (移転先No.17)	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	IV 開示請求、問合せ1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先	総務課 法制担当	管財総務課 契約・法制担当	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	V 評価実施手続1. 基礎項目評価①実施日	平成28年9月30日 時点	平成30年10月5日	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月1日	I 基本情報2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム	-	証明書発行システム	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月1日	IV 開示請求、問合せ2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先	総合政策部 ICT推進課	総合政策部 ICT改革課	事後	所属名変更によるもの
令和1年6月1日	V 評価実施手続1. 基礎項目評価①実施日	平成30年10月5日	令和1年6月1日	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	-	委託項目の追加	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月1日	III リスク対策 4. 特定個人情報の取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの担保	再委託しない	十分に行っている	事後	重要な変更項目でないため

令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117及び120の項	番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120及び121の項	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和3年9月1日施行)
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	行政管理部税務課	市民共創部 税務課	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	保険年金課	医療保険サポートセンター	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 別紙1	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和3年9月1日施行)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先・移転の有無 提供件数	54件	62件	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和3年9月1日施行)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 別紙1	-	提供先の追加・修正 (提供先No.11, 17, 22, 27, 44, 53, 62)	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和3年9月1日施行)
令和3年9月1日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	行政管理部 管財総務課 契約・法制担当	総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	IV開示請求、問合せ2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先	総合政策部 ICT改革課	総合政策部 スマートシティ推進課	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	V 評価実施手続1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年6月1日	令和3年8月1日	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民共創部 税務課	行政管理部 税務課	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	医療保険サポートセンター	医療保険課	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先②別紙2	医療保険サポートセンター (移転先No.5,7,8,15,17)	医療保険課 (移転先No.5,7,8,15,17)	事後	所属名変更によるもの

令和4年6月1日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月1日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月1日	V評価実施手続1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年8月1日	令和4年6月1日	事後	重要な変更項目でないため
令和5年6月1日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 契約・法制	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和5年6月1日	V評価実施手続1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	重要な変更項目でないため
令和6年8月9日	V評価実施手続1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年6月1日	令和6年8月9日	事後	重要な変更項目でないため
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5	-	委託項目の追加	事後	重要な変更項目でないため
令和6年8月14日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例第9条	個人情報の保護に関する法律第七十七条	事後	条例の廃止によるもの